

会則改正事項

【退会】第10条4項

退会する者は、在籍中の支部費及び関西展運営費を完納しなければならない。

【休会】第11条2項

原則として休会申請は翌事業年度から有効とする。

本人に特別な理由がある場合、役員会の承認をもって申請日より有効とする。

【任期補足】18条12項

役員が任期途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

~~【関西支部顧問】~~ → 【関西支部最高責任者】

第21条 本会に関西支部最高責任者をおくことができる。

- 関西支部最高責任者は支部員の常任委員が務める。
常任委員不在のときは、役員会の承認をもって支部長経験者が務める。
- 関西支部最高責任者は役員会を統括する。
- 関西支部最高責任者は名誉職とする。

【役員、事務局補佐、ホームページ管理の報酬】第24条

役員および事務局補佐、ホームページ管理に対し、年額で次の報酬を支払わなければならない。

【任期満了せず退任する者への報酬】第24条3項

役員が任期途中で退任もしくは解任された場合、総会で議決された当該報酬額を月割計算し、当該年度の在籍月数分を支払う。支部費相当額は全額支払うものとする。

月割計算による端数は、1円未満を切り上げて計算する。

【任期途中で交代した後任者への報酬】第24条4項

役員が任期途中で交代した場合の後任者への報酬は、総会で議決された当該報酬額を月割計算し、前任者の退任月の翌月から起算して、当該年度終了月までの月数分とする。支部費相当額は全額支払うものとする。

月割計算による端数は、1円未満を切り上げて計算する。

【支部費】第30条2項

支払期限は前各年度内の12月31日とする。

【関西展運営費】第31条2項

支払期限は各年度内の4月31日とする。

【展示資格】第38条 2項 → 【関西展運営費】第31条 6項

本部によって地方巡回展選抜者に選出された場合であっても、支部費及び関西展運営費を本会則に定める期日までに支払わなければならない。

【関西展運営費】第31条 6項 → 【関西展運営費】第31条 7項

第11章 雑則 → その他

【肖像権・著作権について】第42条

1. 本会は総会風景、事業に関する活動風景及び作品を撮影する。
2. 前号の写真は、本人の許可なく本会が運営するホームページ・SNSにのみ利用することができるものとする。
3. ユーザーにより投稿された本会ホームページ・SNSに対する、「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等について、本会は一切責任を負わないものとする。